第13章 監督及び不服申立て

第1節 監督処分

1 河川管理者の監督処分(法第75条)

(1) 本条趣旨

河川法上の許可などを受けている者又は河川法上違法の状態にある者に対して、一定の事由があるときは、許可の取消、原状回復命令その他必要な措置をとることによって、河川の管理の適正を確保しようとする規定です。

第1項は、許可などに附した条件に違反している者や不正な手段により許可などを受けた者など、相手方(監督処分を受ける側)にその責に帰すべき原因がある場合を規定し、第2項には、許可などに係る工事その他の行為等を廃止した場合、河川工事その他公益上の必要による場合など、相手方にその責を帰することが不適当な場合を規定しています。

(2) 本条の処分ないし措置命令については、罰則による担保はされていませんが、処分ないし措置命令の原因となった行為等に係る規定違反として罰せられることとなる。

また、措置命令が代替的な行為義務であるならば、行政代執行法により代執行の手続をとることもできます。

この場合、監督命令を発した後、当該違反事件の所有者(行為者)に変更があった場合、新たに所有者(行為者)になった者に対しても、当該命令は効力を生じ、新所有者(行為者)に対し、代執行の手続を為し得ると解されています。

(3) 義務の履行に要する費用(法第73条)

義務の履行に要する費用は、当該義務者が負担しなければなりません。

2 監督処分に伴う損失の補償等(法第76条)

(1) 監督処分に伴い補償を要する場合「1項]

河川工事のためやむを得ない必要があるとき(法75条2項4号)又は河川工事以外の公益上やむを得ない必要があるとき(法75条2項5号)に監督処分を行い、当該処分により損失を受けた者があるとき。

(同趣旨の規定)

道路法第72条1項

海岸法第12条3項

(2) 通常生ずべき損失(補償の範囲)「1項]

社会生活上受忍すべき範囲をこえる総ての経済的損失一財産上の利益を侵害する範囲。

(3) 補償の手続

法第22条4項及び5項の規定を準用「2項]

(4) 補償義務の転換[3項]

監督処分の事由が河川工事以外の<u>他の公益上の理由</u>によるときは、補償金を当該理由を 生じさせた者に負担させることができる。

3 河川監理員(法第77条)

河川管理者に命じられ証明書を携帯する職員は、河川法令(※)、又はこれらの規定に基づく 処分に違反している者に対して、是正のために必要な措置を指示する権限を有します。

※・・・この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例

- ・河川法 第 20 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、 第 30 条、第 31 条第 2 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項、第 58 条の 6 第 1 項
- ・河川法施行令 法第28条もしくは第29条の規定に基づく政令
- 県条例

4 許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査(法第78条)

報告義務者は「この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定により許可若しくは承認を受けた者」。

立入場所は、「当該許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該 許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場」。

検査対象は、「工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件」。

5 罰 則

違反事項およびその法令	罰則法令	罰則内容
・流水の占用に伴う違反(法第23条、第23条の2)・工作物の新築、改築または除却に伴う違反(法第26条1項)・土地の掘さく等に伴う違反(法第27条1項)	法第 102 条	1年以下の懲役 または50万円以 下の罰金
・原状回復措置等を拒み、又は妨げた者 (法第22条の3第4項) ・完成検査に合格しないで工作物を使用した者 (法第30条1項) ・土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者 (法第89条7項)	法第 103 条	6ヶ月以下の懲 役または30万円 以下の罰金
・河川損傷(政令第16の4第1項)	政令第 58 条	
・河川保全区域内における行為に伴う違反 (法第55条1項)・河川保全立体区域内における行為に伴う違反 (法第58条の4第1項)	法第 104 条	3ヶ月以下の懲
 ・一級河川における竹木の不法流送 (政令第 16 条の 3 第 1 項) ・土石・ごみ等の不法投棄(政令第 16 の 4 第 1 項) ・自動車等の不法乗入れ(政令第 16 の 4 第 1 項) 	政令第 59 条	役または 20 万円 以下の罰金
・二級河川における竹木の不法流送(条例第3条)	条例第8条	2ヶ月以下の懲 役または10万円 以下の罰金

違反事項およびその法令	罰則法令	罰則内容				
・ダムを設置する者で河川の従前の機能を維持するための河川管理者の指示に従わなかった者(法第44条1項)・操作規程の承認を受けないでダムを流水の貯留、取水の用に供した者(法第47条1項)・承認を受けた操作規定に従わないでダムを操作した者(法47条3項)	法 105 条	30 万円以下の 罰金				
 ・詐欺その他不正な手段により許可を受けた者 (法第 23 条、第 26 条第 1 項、第 27 条 1 項、第 55 条 1 項、第 58 条の 4 第 1 項、第 23 条の 2) ・詐欺その他不正な手段により検査に合格して工作物を 使用した者(法第 30 条 1 項) 	法第 105 条	30 万円以下の 罰金				
・一級河川における通航制限違反 (政令 16 の 2 第 2 項、第 3 項) ・不法洗浄又は不法堆積(政令第 16 の 8 第 1 項)	政令第60条					
・ダム操作記録の作成等に違反した者(法第49条) ・管理主任技術者を置かないでダムを流水の貯留又は取水の用に供した者(法第50条第1項) ・河川予定地内の土地又は河川予定立体区域内の地下もしくは空間において工作物の新築、改築または除却の許可に伴う違反(法第58条、第58条の7、第26条1項) ・河川予定地における土地又は河川予定立体区域内の地下もしくは空間の掘さく等の許可に伴う違反(法第58条、第58条の7、第27条1項) ・河川予定地又は河川予定立体区域内の地下もしくは空間における許可工作物の使用制限の規定に違反したもの(法第58条、第58条の7、第30条1項) ・許可受人で報告の徴収及び立人検査を拒み、もしくは妨げた者(法第78条1項)	ム操作記録の作成等に違反した者(法第49条) 理主任技術者を置かないでダムを流水の貯留又は取 の用に供した者(法第50条第1項) 川予定地内の土地又は河川予定立体区域内の地下も くは空間において工作物の新築、改築または除却の許 に伴う違反(法第58条、第58条の7、第26条1項) 川予定地における土地又は河川予定立体区域内の地 もしくは空間の掘さく等の許可に伴う違反 等58条、第58条の7、第27条1項) 川予定地又は河川予定立体区域内の地下もしくは空 における許可工作物の使用制限の規定に違反したも (法第58条、第58条の7、第30条1項) 可受人で報告の徴収及び立人検査を拒み、もしくは妨					
 ・汚水排水の不届出又は虚偽の届出 (政令 16 条の 5 項第 1 項、第 2 項) ・不正手段による流送(一級河川)、洗浄又は堆積の許可 (政令第 16 条の 3 第 1 項、政令第 16 条の 8 第 1 項) 	政令第 61 条					
・二級河川における通航制限違反(条例第2条2項、3項)	条例9条	20 万円以下の 罰金				
・不正手段による流送(二級河川)の許可(条例3条)	条例 10 条	10 万円以下の 罰金				
・みなし汚水排水の不届出又は虚偽の届出 (政令第 16 条の 10 第 2 項)	政令第 62 条	10 万円以下の 罰金				
・許可に基づく地位の承継についての届出に伴う違反 (法第33条3項、第55条2項、第57条3項、58条の4 第2項、58条の6第3項)	法第 108 条	5 万円以下の 過料				

条例=2級河川における竹木の流送等の規制に関する条例

第2節 河川法に基づく監督処分要領

1 監督処分の対象

本要領は、下記のものを対象とする。

違反条項	説明
法第 20 条違反	河川管理者の承認を得ないで、河川に関する工事を行なってい る者
法第 23 条違反	許可を得ないで河川の流水を占用し、又は占用の変更をしてい る者
法 23 条の 2 違反	法 23 条の許可を受けた流水等を利用する発電のために河川の 流水を占用している者
法第 24 条違反	許可を得ないで河川区域内の土地を占用し、又は占用の変更を している者
法第 25 条違反	許可を得ないで河川区域内の土地において土石を採取している 者
法第 26 条違反	許可を得ないで河川区域内の土地において工作物を新築、改築 又は除却している者
法第 27 条違反	許可を得ないで河川区域内の土地において土地の掘さく、盛土、 切土その他土地の形状を変更している者 (竹木の裁植若しくは伐採をしている者も同じ)
政令第 16 条の 3 違反 条例 3 条違反	許可を得ないで竹木の流送をしている者
政令第 16 条の 8 違反	許可を得ないで河川区域内の土地において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件 を洗浄している者又は土石、竹木その他の物件を堆積し、又は 設置している者
法第 55 条違反	許可を得ないで河川保全区域内において、工作物の新築、改築、 土地の掘さく、盛土、切土その他土地の形状を変更している者
法第 57 条違反	許可を得ないで河川予定地において工作物の新築、改築、土地 の掘さく、盛土、切土その他土地の形状を変更している者

(注) 法とは河川法、政令とは河川法施行令、条例とは2級河川における竹木の流送等の規制 に関する条例の略

2 処分の通則

河川法違反を発見した場合は、本要領により監督処分に着手し、措置をすること。

3 処分の説明

監督処分は、勧告、指示、措置命令とこれらに付随して行なう調査、報告事務とに分類する。

4 処分手続

(1) 調査事務

ア 不法占用の場合

河川区域内の土地に設置された不法占用工作物については、下記事項を調査するものとする。

(a) 不法占用者調書(別紙様式7) 作成 不法占用者調書により、必要事項を調査すること。

(b) 図面作成

河川区域、官民境界線及び不用占用物件を記載した平面図を作成すること。 なお、官民境界線については、特に精密な事前調査を行なうこと。

(c) 写真撮影

不法占用者調書に添付する工作物個々の写真のほか、不法占用物件を含めた周辺の全景写真を撮影しておくこと。

イ 不法工作物の場合

河川区域内(民有地)又は河川保全区域内若しくは河川予定地に設置された不法工作物で撤去を必要とするものについては、不法占用の場合に準じて調査するものとする。

ウ 土地の形状変更等の場合

河川区域内又は河川保全区域内若しくは河川予定地において、不法に土地の掘さく、 盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしているものについては、次の事項を 調査するものとする。

- (a) 不法行為の所在地
- (b) 施工者(依頼者)、施工業者名、従事者名、目的、開始時期、行為内容
- (c) 図面作成

状況により不法行為前後の状況が判別できる平面図、横断図及び求積図を作成すること。

(d) 写真撮影

形状変更行為等の判読できる写真を撮影しておくこと。(行為を継続している場合は、 形状変更の推移状況が判読できるよう多角的に撮影しておくこと。)

エ その他の不法行為の場合

河川を損傷、河川区域内の土地において物件(※)を捨て、又は放置しているものについては、土地の形質変更等の場合に準じて調査するものとする。

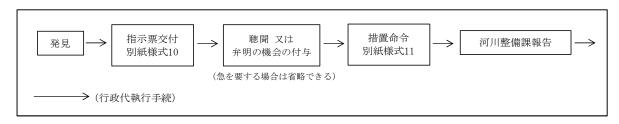
※・・・土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物、河川管理者が指定 (告示が必要)したもの

(2) 処分手続

処分の基本的な流れは次のとおりである。

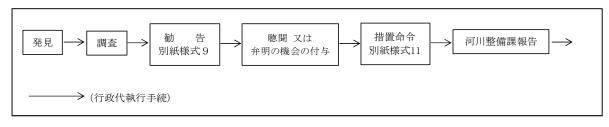
行政指導 → 聴聞又は弁明の機会の付与 → 監督処分 → 行政代執行 (行政手続法) (河川法) (行政代執行法) 行政指導に際し、「許認可等をする権限」又は「許認可等に基づく処分をする権限」を行使 し得る旨を示すとき(※)は、当該権限の根拠となる法令の条項や当該権限の行使が当該条項 に規定される要件に適合する理由等を示すこと(行政手続法第35条第2項)。

- ※ 行政指導に従わなければ、「許可を取消す」、「法令に基づき処分する」等の権限行使 に関する内容が含まれる場合が該当する。単に、法令違反の事実を指摘するものや、 是正を求めるだけの内容であれば該当しない。
- ア 現に違法な行為又は工事を行なっている者に対し緊急を要する場合の処分手続は、次に よること。



※ 注

- (a) 行為を継続しておれば、「指示票」は何回交付してもよい。交付後は、所属長への復命 書等により違法行為の詳細を記録し、写真と共に保存しておくこと。
- (b) 発見時には、現場で必要事項の調査を行ない、口頭により行為の中止を指示し、違法 行為なる旨及び是正方法を指導し、「指示票」を交付すること。
- (c) 指示票交付後においても違法行為を継続する等行為の中止又は指示した是正措置をとらない場合、措置命令をしようとする時は、公益上緊急に不利益処分をする必要がある場合を除き、事前に「聴聞」又は「弁明の機会の付与」の手続きを行うこと。
- (d) 命令書交付後も行為を継続する等で強制執行の必要があると思料されるものについては、命令書写しに調査事項及び処理経過を記載した書類を添え報告すること。
- (e) 命令書を送達するときは配達証明による。又手交するときは受領印をとっておくこと。
- イ 除却、移築、改築等によらなければ、違法又は不正な状態が解消しないもののうち、家 屋等の永久工作物若しくは半永久工作物又は代執行により物件を除却することが適当と 認められるものの処分手続は、次によること。



※ 注

- (a) 発見後は調査の上、事前に河川整備課と対策を協議すること。
- (b) 勧告は、繰り返し行うことにより、違法性が増してくるので再三行ってよい。
- (c) 措置命令をしようとする時は、事前に「聴聞」又は「弁明の機会の付与」の手続きを 行うこと。

- (d) 命令書の送達するときは配達証明による。又手交するときは受領印をとっておくこと。
- (e) 命令書交付後は、調査事項、命令書写し及び勧告書写しを添え報告すること。
- ウ 法定の手続を履行させることにより、違法又は不正な状態が解消する者に対する処分手 続は次によること。



※ 注

通常出願すれば、許可される行為(工作物)について、出願手続を知らなかった等で放置していた場合。

エ 河川の流水を不法に取水している者に対する処分手続は、次によること。



※ 注

- (a) 不法取水に対する調査は、場所、取水方法、行為者、使用目的及び取水日時等を確認 すること。
- (b) 指示票交付後、河川整備課に連絡すること。ただし、行為の中止又は是正措置をとらないものは、指示票写しに調査結果及び指導経過を記載した書面を添えて報告すること。

5 告 発

違法行為を発見した場合、河川監理員の是正の指示に従わず、又措置命令に対しても義務を履行せず違法行為なることを認識しながらあえて違法行為を続行する悪質者に対しては、 県民局長(県土整備部長)に報告し、告発について指示をうけるものとする。

不法占使用台帳

図	面対象番号													
住所(所在均	也)		氏名 (名称・ 代表者	·名)					生生	年月日	左	F	月	B
不工	不法占使	用箇所	河川名			市郡		町	l	番地名	先	堤 堤 堤 堤 水 防 面	高 陸	架下 域 域
	名称		家屋・物	置・看	f板	・車両	町・ 2	その他()		
法作物	構造・寸法													
占.	うち不法占付	使用面積												
使物用件	附帯	設 備	ガ 有・	ス 無	力	· ·	道無	電有・	気無	電 有 •	話無	<i>₹</i>	: の他	<u>.</u>
	取得•	車 築 等			ź	丰	月	日	建築	• 売買 •	その他	<u>p</u> ()
				所	有	Î	者			占	有	ā	皆	
不法占	氏 (名称・代表)	- 1												
使者用	職業・勤務を	先・業種	TEL						TEL					
用 工 作 物 占	住(所在	所 地)			市 郡		町				市郡			町
· _右	国籍・外国	人登録	国籍名			5	外国/	人登録	国新	晉名		外[国人2	登録
物件者	所有者と占有者 得又は入居年月 特記事項													
	続柄 氏	名	年令	職	業	月	収	生活保 護医療 保健	健	康状態	同居 別居	指	Ħ	要
居 利					_									
住用														
者者														
一 つ														

⁽注) 不法占使用工作物・物件の現状写真を添付願います。

	所	長	副所長	課	長	課	員	年月	日	記	事	担当者
								•	•			
								•	•			
処								•	•			
								•	•			
								•	•			
理								•	•			
								•	•			
経								•	•			
								•	•			
過								•	•			
								•	•			
								•	•			
								•	•			
処												
X.												
理												
-1-4												
方												
針												

河川不法占拠処理状況報告書 (年12月末現在)

事 務 所

									事	務	所
्रम् ।।। हा।	前年度 新規発 処理済 令和 4								増減理由及び 未処理件数		Ķ
河川別	末未処理件数	見件数	件 数	12月末 未処理件数	住居	店舗、事務 所、物置	その他	(2)	内訳 (そ の主要特		
1 除劫	却したもの	のは、その	かつど除:	却前と除却征	後の写	真を貼付し、	て報告の)] .	と。		
								_			

第 号 年 月 日

様

県民局長

(印)

勧告 書

あなたが占使用している 下記物件 (工作物) は河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 第 条 項の規定に違反していますので、 年 月 日までに除却されるよう勧告します。

記

 物件(工作物)の所在地
 市
 町

 河 川 名
 小
 本

 物件(工作物)の名称構造等
 少
 よ

 違 反 の 状 況
 次

- ※ 勧告(行政指導)を行う場合に、許可の取消、監督処分を行う等の権限を行使し得る旨を 示すときは、次の事項を示すこと。(行政手続法第35条)
 - ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (※河川法第75条第1項 等)
 - ② ①の条項に規定する要件(※河川法○条に基づく許可得ていないこと 等)
 - ③ 当該権限の行使が②の要件に適合する理由 (※本件行為に着手する前に河川法○条に基づく許可を得ていないため 等)
 - ④ 責任者 (※勧告書交付を判断し決定した者の職氏名例:○○土木事務所長 ○○○○、○○土木事務所管理課長 ○○○○ 等)

		指	示	票			
違 反 者							
違反発見日時							
違反場所			市		町	番	地先
			郡			ЛІ	筋
		国	i首			線	上
違反事項及び 指 示 内 容							
あなたは、上記の 処罰又は行政上の処				正してくだ	ごさい。 是正	されないときは	. \
	华				年	月 日 /	
	<u>_ 様</u>		土木	事務所		消して使用する	こと※

- (注) 1 2部作成・1部交付・1部報告書用とする。受領のサインをとる。
- ※ 指示票を交付(行政指導)する場合に、許可の取消、監督処分を行う等の権限を行使し得る旨を示すときは、次の事項を示す必要がある(行政手続法第35条第2項)が、既に印刷された指示票への追記が困難であることから、取消し線を記入して使用すること。

河川監理員

職 氏名

- ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② ①の条項に規定する要件
- ③ 当該権限の行使が②の要件に適合する理由
- ④ 責任者

様式 11							
				第			号
					年	月	日
	様						
						県民局	<u>長</u>

令 命 書

あなたが① 下記② は河川法(昭和39年法律第167号)第⁽³⁾ 条 項に違反しているので同法第^④75条第1項の規定により、^⑤ 第 月 日までにあなたの費用をもって^⑥ することを命じます。

なお、この命令に従わないときは、河川法違反として、行政代執行法(昭和23年法律第43号) 第2条の規定により、⑥ するとともに、河川法第⑦ 条第 項の規定により罰 せられることがありますので、念のため申し添えます。

記

物件	二作	三物)	の所	在地	市郡	区 町	町 字	番地先
河		Ш		名				
物件(工作物)の名称構造								
違	反	の	状	況				

(教示)

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の 規定により、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって、 兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があっ たことを知った日(異議申立てに対する決定を経た場合は、当該決定があったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、処分の取消 しの訴えを提起することができます。

記載要領

- 1 ①欄は、所有している、使用(占用)している、工事中の、等の不法占使用行為状況を記入する。
- 2 ②欄は、家屋、看板等の不法物件名を記入する。
- 3 ③④欄は、違反条項及び根拠条項を記入する。
- 4 ⑤欄は、所要日数及び命令事項(除却・移転・改築・中止等)を記入する。
- 5 ⑥欄は、不法占使用行為状況を解消する旨を記入する。
- 6 ⑦欄は、該当条項を記入する。法人については両罰規定に留意。

様式 12

占有者に対する通知書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

局長名

不法工作物 (家屋) からの立退きについて

あなたが使用している 級河川 川筋河川区域内の下記(工作物)は、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)第 24 条および第 26 条第 1 項に違反しているとともに河川の維持 管理上支障となっています。

ついては、河川法第 75 条第1項の規定に基づき当該工作物の所有者に除却するよう命令しましたので、あなたも 年 月 日までに立ち退くよう通知します。

記

- 1 (除却工作物)の所在地
- 2 (除却工作物)

様式 13

戒告書

兵庫県命令第 号

義務者住所 氏名

年 月 日付 第 号をもって、兵庫県○○県民局長から、あなた所有の下記(工作物)を、 年 月 日までに(除却して、原状に回復)するよう命じたところですが、いまだにその義務が履行されていません。

ついては、 年 月 日までに前記命令の内容が履行されないときは、行政代執行法 (昭和23年法律第43号)第2条の規定に基づいて代執行を実施するとともに、代執行に要した費用をあなたから徴収しますので、同法第3条第1項の規定に基づき戒告します。

年 月 日

知事名

記

- 1 除却工作物の所在地
- 2 除却工作物
- 3 除却期限

(教示)

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の 規定により、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって、 兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日(異議申立てに対する決定を経た場合は、当該決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

代 執 行 令 書

兵庫県命令第 号

義務者住所

氏名

あなた所有の下記(工作物)については、 年 月 日付け兵庫県命令第 号をもって、 年 月 日までに(除却して、原状に回復)するよう戒告したところですが、指定の期限までにその義務が履行されていないため、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条の規定に基づいて、下記のとおり代執行を実施しますので、同法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要した費用は、同条第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

年 月 日

知事名

記

- 1 所在地の表示
 - ○○市○○町地先○級河川○○川河川区域
- 2 代執行の内容

命令書(令和○年○月○日付け○第○号)のとおり船舶及び係留施設を除却すること。

- 3 代執行を実施する日時
 - 令和○年○月○日 ○○時
- 4 代執行を実施するために派遣する執行責任者の職及び氏名 兵庫県○○県民局○○土木事務所 ○○ ○○
- 5 代執行に要する費用の概算による見積額 ○○円

(教示)

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって、 兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日(異議申立てに対する決定を経た場合は、当該決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式 15

第 号

告 発 状

告発人

所在地

○ ○ ○ ○ 県民局長

氏 名

被告発人

住 所

氏 名

生年月日

告発の要旨

告発の事実

証 拠 物 件

参考条文

- 1 違反条文
- 2 罰則条文

年 月 日

○○○○県民局長

氏名

○ 警察署長 様

(II)

6 参考

「所有者不明の物件に対する代執行制度」の運用について

(平成7年11月6日 事務連絡 建設省河川局水政課河川利用調整官通達)

平成7年の河川法改正において、河川管理者が、河川区域内の違法放置物件の撤去等について監督処分を行うに当たり、過失がなくて相手方が確知できないときは、相当の期間を定めて公告した上で、自らが監督処分に係る措置を行うこと等ができる、簡易代執行制度が創設され、平成7年10月1日から施行されたところである。

上記改正法の施行については、「河川法の一部を改正する法律の施行について」(平成7年10月2日建設省河政発第51号河川局長通達)及び「河川法の一部を改正する法律の運用について」(平成7年10月2日建設省河政発第52号水政課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通達)により通達されたところであるが、上記河川局長通達記四3. において別に運用マニュアルを定めることとされた車両及び船舶については、本マニュアルにより処理することとされたい。

なお、本マニュアルに対する意見及び施行に際して問題等になった事項については、本職まで報告されたい。

『所有者不明の物件に対する代執行制度』の運用について(平成7年 11 月 建設省河川局水政課)

1. 処分に至る経路の選択

河川区域内の違法放置物件に対する河川管理者の対応としては、①通常の監督処分-行政代執行、②簡易代執行、③廃棄物として処分、の3つが考えられる。特に物件数の多い車両、船舶について上記3方法のうちいずれによるべきかを、「車両、船舶の本来の機能の有無」、「車両のナンバープレート、船舶の検査済票(船舶検査番号が記載される。)の有無」という外形的状態と「所有者探査の結果」の3点に着目して整理すると以下の通りになる。

	ナンバープレート(車両)、船舶検査済(船	ナンバープレート(車両)、船舶検査済
	舶)がある場合	票(船舶)が脱落の場合
車両・船舶 としての機 能を失って いる場合	① 所有者探査を行い、その結果、 所有者が判明した場合 通常も監督処分ー行政代執行 (但し、所有者が所有権放棄の意思表示 をした場合は、廃棄物として当該物件を 処分し、所有者から処理費用を徴収する ことも可能である。) ② 所有者が不明の場合	廃棄物として処分
	廃棄物として処分	
未だその本 来の機能を 失って い場合	所有者探査を行い、その結果 ① 所有者が判明した場合 通常の監督処分ー行政代執行 ② 所有者が不明の場合 簡易代執行	① 台番号が削られている車両は廃棄物として処分 ② ①に該当しない車両は車台番号から所有者探査を行い、その結果ア抹消登録がなされている場合廃棄物として処分イ所有者が判明した場合通常の監督処分一行政代執行ウ所有者が不明の場合簡易代執行 ③ 船舶 簡易代執行

河川区域内に放置された車両、船舶に対する簡易代執行手続の運用フローを示すと、別紙の通りである。

2. 廃棄物に該当するものの取扱い

車両・船舶が廃棄物に該当する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)第 5 条第 4 項に基づく処理として、河川管理者が撤去、処分する。

(1) 廃棄物の基準

廃棄物とは「占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却できないために不用となったもの」と定義されているが(厚生省水道環境部編「廃棄処理法の解説」)、河川管理者において概ね以下の基準に従って判断する。なお、判断に際して必要がある場合は、当該車両、船舶等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を求めること。

① 車両

廃棄車両とは、再び車両として用いられることはないと認められるものをいう。例 えば、抹消登録がなされている車両や、エンジン、トランスミッション、ラジエータ 一等が破損、腐食又は取り外されている等の事情により、修理に著しい費用を要する ものである。

なお、車両としての機能を失っていても、車両内の物件が相当の金銭的価値を有する場合は、一括して廃棄物として処理するのではなく、当該物件を遺失物法に基づき 所轄警察署長へ差出す等の対応をすること。

(参考) 廃棄車両判定協議における(警察による)「廃棄車両」の認定要領 (平成6年2月9日付け警察庁交通局都市交通対策課理事官他事務連絡「『交通上の 障害になっている路上放置車両の処理方法について』に対する警察の対応について」 (別添1)参照)

② 船舶

車両と同様に、船舶としての堪航性を喪失し、回復不可能と認められるものをいう。 例えば、船名が抹消されているもの、船舶検査済票が脱落しているもの、エンジンや アンカー等が破損、腐食又は取り外されているもの、船体が朽廃しているもの等であ る。具体的な案件ごとに判断を行う。

(2) 廃棄物としての処分

① 車両

ア 河川管理者から一般廃棄物処理業者等に回収を依頼する場合

このような対応がこれまでの実情であり、今後も実際上これによらざるを得ないことが予測される。一般廃棄物処理業者等に対して、1台当たり数万円(処理場からの距離等により費用が異なる。)の処理費用を支払うのが通常である。なお、ウ参照。この場合、河川法に基づく処分の文書による発出の手続を行わないので、事後の紛争に備えて、当該廃棄車両の写真等を必要に応じ保存しておくことが望ましい。

イ 市町村に処理を要請する場合

廃棄車両は、廃掃法上一般廃棄物に該当し市町村にも処理責任があるため、市町村の清掃担当部局に処理を要請することが可能である。実際には、一般廃棄物のうち引き取るものの範囲は市町村の判断に委ねられていることから、市町村において適正処理困難物として引き取らない恐れもあると考えられる。(ちなみに、路上放置車両の場合は、道路管理者から市町村の清掃担当部局を通じて回収業者に回収させることを原則としている。(平成5年3月30日付道路交通管理課長通達「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」(別添2)参照))

ウ 路上放棄者車処理協力会との連携

道路、国及び地方公共団体が管理する公園、河川敷等に放棄され、廃清法第2条の規定により一般廃棄物とみなされた放棄車(以下「路上放棄車」という。)を市町村等が処理するに際し、予算上の制約によって廃棄物処理業者が処理委託に応じないものについて市町村等から要請があった場合、路上放棄車処理協力会が当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額の寄付を行うこととなっている。河川管理者がアにより処理する場合も、本制度の積極的な活用を図ることが望ましい。

この場合、予め、同協力会の各都道府県支部に対して、路上放棄車の処理に関する経費1件ごとに、協力を必要とする理由、路上放棄車の所在地、車種、銘柄及び必要とする経費等を記載した文書による要請を行う。この経費の受け入れ項目については、現在検討中である。

② 船舶

ア 河川管理者から一般廃棄物処理業者等に回収を依頼する場合

①アと同様である。なお、FRP廃船は本来一般廃棄物として処理されるものであるが、実際には市町村にその処理施設がないために、大型破砕機械をもつ産業廃棄物処理業者(中間業者)に持ち込まれ、規定サイズに破砕された後、産業廃棄物最終処分場に埋め立てられる事が多いため、産業廃棄物処理業者(中間業者)に回収・処理を依頼する。

イ 市町村に処理を要請する場合

①イと同様である。ただし、実際には、市町村において車両の場合に増して適正 処理困難物として引き取らないことが多いと考えられる。

3. 所有者の探査

(1) 車両

① 軽自動車

軽自動車検査協会の各事務所に、原動機付自転車は市町村にそれぞれ照会する。

② 軽自動車以外の車両

陸運支局の自動車検査登録事務所に既定の様式で照会し、所有者(使用者)名、住 所等の確認を行う。 ③ ナンバープレートがなく、かつ、施錠等により車台番号が確認できない場合 ナンバープレートがない場合には車台番号を基に上記の自動車検査登録事務所等 に照会する。施錠等により車台番号が確認できないときは、JAF(日本自動車連盟) 又は整備業者などの専門業者に依頼して車台番号を確認の上所有者等の調査を行う ようにしたいので、事後に当該車内の物品等の紛失等が問題となる場合に備えた警察 官の現場立ち会いの方策について警察庁へ協議を申し入れている。

(2) 船舶

船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づき、日本小型船舶検査機構の検査を受けた船舶(検査を受けた船舶には、検査番号を記載した船舶検査済票が右又は左の舷側に付されている。)については、同機構が保有する個人情報の開示を行っているので、船舶所有者の氏名住所等を同機構に照会する。この照会は、原則として、各支部(所在地及び管轄区域は別添3参照のこと。)の支部長又は本部の企画部長あてに文書により行う。その際は開示を必要とする理由を具体的に記載することが必要であるので、「一級河川〇〇川水系〇〇川の××市××地先に不法に係留されており、河川管理上支障があるので、河川法に基づく所要の措置を講ずるための準備として」という類の理由の記載をすること。

同機構へ照会しても何の返答もない場合は、当方から運輸省を通じて同機構に協力要請を行う予定であるので、建設省河川局水政課まで相談して頂きたい。

(3)上記の(1)(2)により相手方が確知できた場合は、通常の監督処分、行政代執行の手続によること。

4. 所轄警察署への通知等

(1) 車両

所有者不明かつ金銭的価値のある物件については、所轄警察署へ通知を行う。放置車両が盗難車等犯罪に関係するものであると確認された場合には、当該所轄警察署と協議の上引き渡す。

なお、従前から、各工事事務所等と所轄警察署との間で処理に関するルールが定められている場合はその例に拠る。

(2) 船舶

所轄警察署への通知等を行い、放置船舶が犯罪に関係するものであると確認された場合には、当該船舶を所轄警察署に引き渡す等の処理について当該所轄警察署と協議の上処理する。

5. 公 告

(1) 公告方法

① 公告は、後から公示性に疑問をもたれないことが重要である。少なくとも1紙の地方 紙の広告欄に処分を掲載すれば万全といえようが、費用の関係上、都道府県又は市町 村の公報への掲載、河川管理者の事務所、市役所、町村役場等の掲示場への掲示、現 場に公告看板を設置する等から適当な手段を選択して行って差支えない。 ② 新聞公告をする場合、車両1台、船1隻ごとに公告を行う必要はなく、放置場所の違うものもまとめて公告しても差支えなく、その大きさも新聞広告の1段の3分の1程度でも十分と思われる。(単にスペースの大きさの例という観点からすると、発電所等の環境アセスメントの準備書の公告・縦覧の広告では、一段の3分の1乃至4割程度を使用しているものがある。)

(2) 公告内容

公告内容は以下に掲げる事項とする。

- (a) 対象物件(形状、所在地等当該物件を特定するのに必要な事項)
- (b) 違反条項
- (c) 河川管理上支障がある旨
- (d) 措置を行うべき旨
- (e) 行うべき措置の期限
- (f) 期限までに措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した 者が当該措置を行う旨
- (g) 当該措置に要した費用は原因者の負担になる旨
- (h) 日付け
- (i) 河川管理者名
- (j) その他必要と認められる事項

(3)猶予期間

行うべき措置の期限は、河川管理上の緊急性及び当該措置を行うのに通常必要な期間を勘案して定められる。相手方が確知できる、固定型の物件についての通常の監督処分又は代執行の戒告書において少なくとも約30日程度置いていることに鑑み、措置を行うまでに最低30日程度を置くこととする。

なお、これまでの主として固定型の物件についての代執行の実例と実際に要した期間 については、別添4参照のこと。

(4) その他

① 公告期間の途中で洪水、高潮等による危険が切迫した場合の措置

相手方が確知できる場合の監督処分・行政代執行の場合と同様に、河川法第 22 条 第 1 項の規定に基づき処分することができる。この場合、同条第 3 項による補償が必要となる(もっとも相手方が確知できないので、結果的に補償は不要となることは予想される。)。

② 途中で相手方が確知できた場合の措置

簡易代執行の手続の途中で相手方を確知することができた場合には、後になって手 続的違法性を問われないよう、実際に物件を除却するまでの間は、相手方を確知する ことができた時点から通常の監督処分及び行政代執行の手続をとることとする。

6. 実行までの期間

通常の行政代執行においても、代執行令書の交付から実行までは約1週間程度あけている。 簡易代執行でも履行期限から実際に措置を行うまでには、特別の事情がない限り、1週間程 度を置くのが妥当である。

7. 保管と引取り催促

(1) 保管方法

簡易代執行により除却した物件(車両、船舶、係留施設等)は、いつでもその所有者に返還しうる状態に置いておく必要がある。保管場所においては、物件が毀損しないように保管(善良なる管理者としての保管)しなければならない。また、除却後に現場に立看板を設置し、物件の保管場所を明らかにしておく。

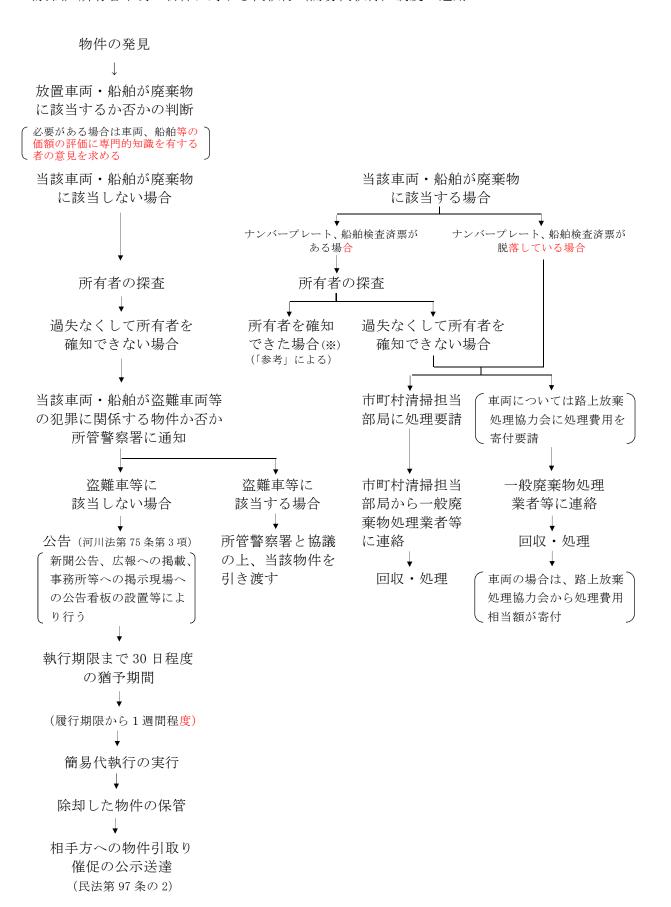
(2) 引取り催促

相手方が確知できない場合であるので、民法第97条の2第2項、民事訴訟法の規定に従い、公示送達により、除却した物件について相手方に引き取るよう催促を行うこととする。 この場合、裁判所の掲示場に掲示するとともに、市役所・町村役場又は河川管理者の現場 事務所(裁判所が相当と認めた場合)の掲示場に、裁判所の掲示場に掲示していることを 掲示する。

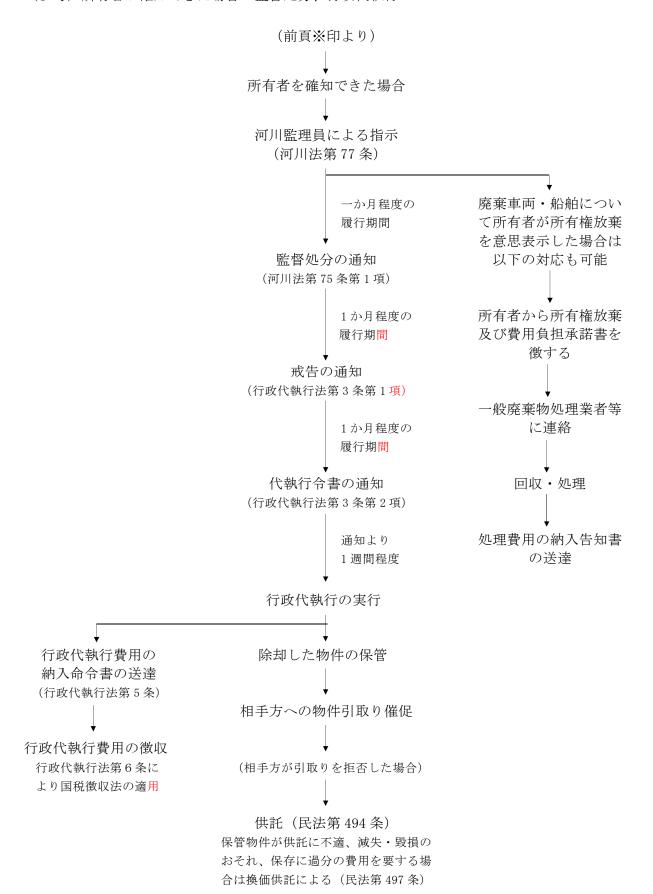
8. 地方公共団体の条例策定

近年、横浜市等の地方公共団体においては当該公共団体内の公共の水流・水面における不法係留船が公共空間の美観・静穏の保持に有害であることに鑑み、条例を制定し、その中で移動、保管後の不法係留船舶の処分手続に関する規定を整備している例がある。河川法に基づく処分手続をこうした条例による手続とは、各々制度目的を異にしており、河川法の規定があるためにこうした条例を制定することができないとは考えていないので、必要がある場合には、沿川自治体が横浜市等と同様の条例制定を行うことで、係留船対策の一助になることも十分に想定される。

(別紙) 所有者不明の物件に対する代執行(簡易代執行)制度の運用フロー



(参考) 所有者が確知できた場合の監督処分、行政代執行フロー



第3節 違法駐車対策

1 河川区域内の違法駐車対策について

(平成3年6月10日付河第63号河川課長通知)

最近都市部を中心に、河川区域内の違法駐車が顕在化しつつあり、今後河川環境の適正な管理に支障をきたすケースが予想されます。地域社会の河川環境に関する要請も一層増大しつつある昨今の中にあって、このような現象は早期に解決し、適正な管理が望まれるところです。

このことについて、すでに定めている河川法違反の処分手続きの特例として下記により河川 区域内の放置車対策を進めたいので、これにより河川環境の適正な管理に努めらるようお願い します。

記

- 1. 現場調査・撤去勧告等の手続きは、河川法に基づく監督処分要領により行う。
- 2. 前記1の措置により所有者が特定できない放置車について、当該放置車の財産価値の有無 について判断し、財産価値のあるものは遺失物法により処理する。
- 3. 遺失物に該当しない放置車については、いわゆる「ゴミ」として処理する。
- 4. 放置車の処理を進めるとともに、再発防止のため短期的には車止め・フェンス等を設置し、 長期的には道路、公園としての占用・河川管理者による環境整備・廃川等具体的な土地利用 計画のもとに本質的な解決を図る。
- 5. 具体的な処理にあたっては別紙フローを参考にするとともに、市町等関係機関と十分協議 調整のうえ処理する。

(例文1) ここは国有河川敷地につき、あなたの車をこの敷地から早急に移動してください。

兵庫県○○県民局

河川管理者 〇〇土木事務所

連絡先 管理〇課

TELOO-OOO

(例文2) ここは国有河川敷地につき、あなたの車をこの敷地から○○年○○月○○日までに 移動してください。

尚、指定期日までに移動されない場合は、当事務所において処分することがあります。

兵庫県○○県民局

河川管理者 〇〇土木事務所

連絡先 管理〇課

T E L O O - O O O

(例文3)

第 号

年 月 日

○○警察署長様

県民局長

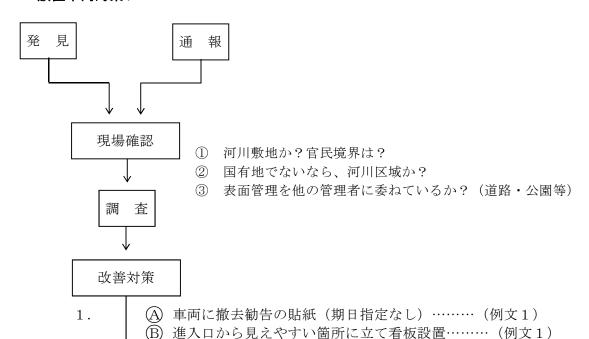
国有河川敷地内の放置車に係る立会いについて

○○市○○町○○地先の○○河川敷に放置された下記の車両について遺失物に該当するか否か判断していただきたく、立会をお願い致します。

記

1	車種	 登録ナンバー	
2	車種	 登録ナンバー	
3	車種	登録ナンバー	

2 放置車両対策フロー



- 2. ある程度自主撤去の進んだところで
 - (A) 車両調査 誰が、どの車を、どの程度の期間置いているのか?(・ナンバープレートの有無

有り……陸運事務所、県税事務所 無し……警察でエンジンナンバー

- (B) 車両に撤去勧告の貼紙 (期日指定あり、処分する旨の告知) …… (例文2)
- 進入口から見えやすい箇所に立て看板設置…… (例文2)
- 3. 同時に、正常化後の再発防止手段の検討
 - A 短期的……フェンス、車止の設置等
 - (B) 長期的……道路、公園としての占用、河川管理者の環境整備、廃川
- 4. 財産価値の有無についての判断
 - ① 自動車整備士に鑑定依頼
 - ② 遺失物か否かの判断を警察に依頼………(例文3)
 - ①②の結果 → 財産価値を有するもの 遺失物法により警察への届出 (法7条により権利放棄する)
 - → 無価値のもの ……… ゴミとして撤去 (解体業者に処分)

[撤去費用支出 → 河川管理費 処分による収入 → 雑収入

- 5. 同日に3(A)の施行
- 6. 3 B の検討方針の推進

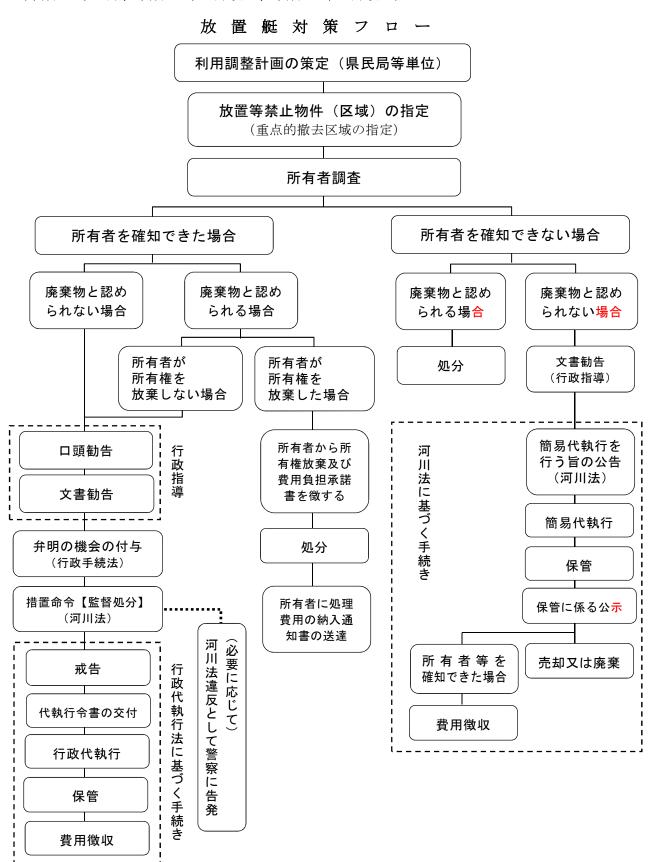
(注意点)

このフローにより作業を進めるときには、定期的に現場巡視を行うこと。 他の行政機関との緊密な連携を確保しておくこと。 日常的に、巡視・発見・指導・除去に努めること。

第4節 放置艇対策

河川区域におけるプレジャーボートマニュアル〈本編〉

(平成14年7月、平成27年3月改正、平成28年3月改正)



1 概要

(1) これまでの放置艇対策

ア これまでの考え方

河川において船舶が航行することは、一般に河川の自由使用と解されているが、桟橋、係留杭、橋等により船舶を係留することは、排他独占的に河川の水面を使用するものであり、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第24条の規定に基づく河川区域の占用許可及び法第26条の規定に基づく工作物設置の許可を要する。また、係留施設を設置することなく、船舶を係留する場合も、当該係留が一時係留でない場合には、法第24条等の規定に基づく許可が必要とされている。

したがって、河川管理者の許可を得ずに河川区域内に係留している船舶はすべて不 法係留船となり、法に基づく強制的な撤去指導の対象となる。

イ 重点的撤去区域

強制的な撤去措置を講じてきた「重点的撤去区域」とは、平成 10 年 2 月 12 日付け 建設省河政発第 16 号建設省河川局長通知「計画的な不法係留船対策の促進について」 記一 2 (1)①において、「不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、 重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域」とされ、本県 においては「プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱(平 成 13 年兵庫県告示第 966 号。以下「県要綱」という。)」第 10 条の規定に基づき河 川管理者が指定してきたものである。

(2) 平成25年の河川法令改正

ア 改正の背景

これまでも河川区域内の放置艇は、洪水時等の流下阻害、河川管理施設の損傷、燃料の漏出による水質汚濁等の原因となり、河川管理上著しい支障となっている。

また、東日本大震災の教訓として、津波によって流出し、堤防を乗り越えた船舶に よる家屋等への2次被害が懸念されている。

このため国土交通省及び水産庁は河川、港湾及び漁港の三水域における放置艇をゼロ隻とすることを目標とし、河川における放置艇撤去を一層強化するものとなったものである。

また、海岸法、港湾法及び漁港漁場整備法には既に放置等禁止に関する規定が設けられているが、河川関係法令においても規定を設ける必要があった。

イ 改正の概要

平成25年の河川法改正により、船舶など河川管理者が指定した物件について、みだりに捨て又は放置すること(以下「放置等」という。)が禁止された(河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第16条の4第1項第2号イ)。

したがって、放置等を禁止する河川及び物件が指定された場合には、農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為を除き(除外規定:令第 16 条の4第1項第2号)、河川管理者の許可を得ずに、又は正当な権原もしくは社会通念上の正当な理由がないまま、河川区域内に係留している船舶はすべて放置艇となり、法に基づく強制的

な撤去指導の対象となる。(指定の内容等は後述2を参照)

ウ 放置等を禁止する河川及び物件の指定

放置等を禁止する物件の指定は、当該河川全体を指定することが基本であるが、当該河川の状況に応じ、河川全体ではなく区域を限定した指定を行い、段階的に拡大することも可能である。

エ 重点的撤去区域との違い

	重点的撤去区域(H13)	放置等を禁止する河川及び物件の指 定(H25 河川法改正)			
根拠	プレジャーボートによる公共の水 域等の利用の適正化に関する要綱 (平成13年兵庫県告示第966号) 第10条	河川法施行令 第16条の4第1項第2号イ			
内容	河川区域内において放置されてい る船舶の撤去を特に行う必要があ る区域を指定	禁止行為として、河川区域内の土地に おいて船舶その他の河川管理者が指 定したものを捨て、又は放置すること を追加			
指定方法	河川毎に指定 (区間)	河川毎に指定 (禁止物件及び区間)			
罰則	なし	あり(河川法施行令第59条第2号) 3月以下の懲役又は20万円以下の 罰金			

(3) 今後の対応

放置艇の数が多い等の理由により、計画的に放置艇対策を講じる必要のある河川については、従来の重点的撤去区域の指定に代えて、今後は放置等を禁止する物件の指定により、計画的かつ段階的に、放置艇及び許可を受けていない係留施設(以下「放置艇等」という。)の強制的な撤去措置を講じるものとする。

また、放置等を禁止する物件の指定、又は重点的撤去区域を指定していない河川においても、河川管理上の必要性に応じ、放置艇等の強制的な撤去措置を講じるものとする。

なお、放置等禁止の制度が創設されたことから、県要綱に基づく重点的撤去区域については、今後新たな指定を行わない。

上記の措置と並行して、洪水時、高潮時等における治水上の支障のおそれが少なく、かつ、河川環境の保全上も比較的問題の少ない場所のうち、係留施設の適切な構造及び係留船舶の適切な管理方法と相まって、治水上及び河川環境上支障のない場所については、引き続き船舶係留施設を設置することができるものとする。

2 放置等を禁止する河川及び物件の指定について

(1) 概要

河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止については、河川法第 29 条に基づく 令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号において、河川区域内の土地に<u>みだりに(</u>※1) 土石、汚物及び 廃物等を<u>捨て(</u>※2)、又は<u>放置(</u>※3) することが禁止されているが、改正に伴い「船舶及び 河川管理者が指定したもの」が追加された(令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号 τ 7)。

- ※1 みだりに:正当な権原又は社会通念上の正当な理由に基づかないこと。
- ※2 捨て:所有又は占有の意思が放棄されたもの。
- ※3 放置:所有又は占有の意思が保持されたまま、船舶等の所有者又は操縦者が当該船舶から離れ、当該船舶等を直ちに移動することができなくなる状態で放っておくこと。

(2) 指定について

ア 指定の考え方

放置等を禁止する物件及び河川の指定範囲は、当該(法指定)河川の全域に適用することが基本であるが、当該河川の状況や地域事情に応じ、河川全体ではなく区域を限定した指定を行い段階的に拡大することも可能であることから、治水上、河川管理上の支障のほか、水域の利用者に対する支障等の程度を勘案して指定するものとする。指定にあたっては<u>あらかじめ各県民局・県民センター</u>(以下、「県民局等」という。)において策定しているプレジャーボート利用調整計画に位置づけするものとする。

特に既に重点的撤去区域として指定した区域については、順次放置等を禁止する物件及び河川の指定を行うものとする。

指定時期については、当該指定予定区域周辺における係留施設の整備状況等を勘案 して定めるものとする。

また、港湾区域においては港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定に基づき、漁港の区域(以下「漁港区域」という。)においては漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第5項の規定に基づき、放置等禁止区域の指定を行うことができるため、港湾区域又は漁港区域と重複する場合で、港湾管理者又は漁港管理者が放置等禁止区域の指定を行う区域においては、指定時期について港湾管理者又は漁港管理者と十分に調整するものとする。

※ 海岸、港湾及び漁港の各法では放置等を禁止する物件及び「区域」を指定することとされている。一方、河川においては上流端から下流端まで一律の適用を想定し、特に適用区間を定めずに物件指定のみを基本としているが、地域事情等に応じて適用区間を定めることも可能である。

イ 指定物件

放置等を禁止する物件は、原則として「船舶、係留のために用いる物件」とし、その他現地の状況に応じて関連する物件等を指定する。

ウ 指定基準

- (a) プレジャーボートを係留することにより、河川管理施設等に損傷を与えるなど、当該河川管理施設等の管理上支障のある区域
- (b) プレジャーボートの係留による流水の阻害又は洪水、津波及び高潮時のプレジャーボートの流出等により、災害を誘発するおそれのある区域
- (c) 船舶の航行に支障を及ぼす区域
- (d) 漁業活動等他の水域利用に支障を及ぼす区域
- (e) 河川改修工事その他の工事が計画され、又は施工されている区域

- (f) プレジャーボート係留場所周辺における違法駐車、早朝又は夜間の騒音その他の所 有者等の行為によって生活環境が悪化していると認められる区域
- (g) 既に重点的撤去区域として指定した区域
- (h) その他知事が物件の放置等を禁止することが適当と認める区域
- (参考) 知事が物件の放置等を禁止することが適当と認める区域の例
 - ① 洪水時に多量の流木が流下又は集積するおそれのある区間
 - ② 狭窄部、湾曲部、水衝部、支派川の分合流部
 - ③ 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所
 - ④ 水門等の操作により大きな流速の生じる箇所
 - ⑤ プレジャーボートの係留を認めることが多大な負担を伴うことになる (例:繰り返し浚渫が必要となる) 区間

エ 指定範囲の表記方法

(a) 河川全体を指定する場合

当該河川の指定告示における上流及び下流端の表記に合わせることを基本とするが、支障がある場合は別途河川整備課と協議する。

(b) 区域を限定して指定する場合

次のいずれかの方法によることを基本とするが、支障がある場合は別途河川整備 課と協議する。

- ・当該区域の上流端及び下流端における左右岸の地先地番
- 橋梁等の固定地物の名称

(例えば橋梁名称により指定する場合、当該橋梁直下を含むか否かを明確にする ため、上流側又は下流側まで明確にしておく。)

オ プレジャーボート利用調整計画での位置づけ

県民局等毎に策定しているプレジャーボート利用調整計画において、「放置等を禁止する物件及び河川」として位置づけるものとする。

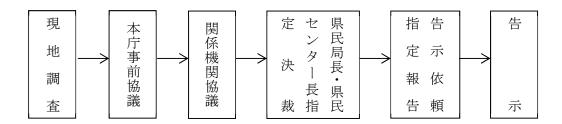
カ 適用除外

「農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為」は含まれないことから、漁獲物の荷揚げ等に伴う漁船の一時的な係留などは禁止行為に該当しない(令第 16 条の4第1項第2号ただし書き)。

キ罰則

- (a) 法第26条第1項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
 - → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第102条第2号)
- (b) 令第 16 条の4第1項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第2号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者
 - → 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金(令第59条第2号)

(3) 指定事務フロー(区域の変更・廃止の場合もこのフローを準用するものとする。)



ア 現地調査

放置艇等の係留及び設置状況を調査し、治水上の支障の有無その他の指定基準の適合の有無、指定後の問題点の有無等について現地調査を行う。さらに、後日監督処分を行うことを想定して、放置艇については船舶検査済票番号の調査を行い、日本小型船舶検査機構に対して所有者を照会するものとする(後述3(2)参照)。

イ 本庁事前協議

本制度が定着するまでの当分の間は、指定に先立ち、県民局長・県民センター長(以下「県民局長等」という。)から河川整備課長あて<u>様式 1-1</u>により事前協議を行うものとする。

ウ 関係機関との協議

イの本庁事前協議が完了後、県民局長等から以下の関係機関に対して<u>様式 1-2</u>により協議を行う。なお、県民局等単位でプレジャーボート対策に係る協議会等を設置している場合は、当該協議会等への付議をもって関係機関への協議に代えることができるものとする。

- (a) 港湾区域と重複又は接する場合 港湾管理者(管理者が県の場合は、県民局等における決裁で港湾担当課に合議することにより、協議に代えるものとする。)
- (b) 海岸保全区域と接する場合 海岸管理者 (管理者が県の場合は、県民局における決裁で海岸担当課に合議することにより、協議に代えるものとする。)
- (c) 漁港区域と重複又は接する場合 漁港管理者 (管理者が県の場合は、県民局における決裁で漁港担当課に合議することにより、協議に代えるものとする。)
- (d) 準用河川又は普通河川と接する場合 関係市町長
- (e) 直轄河川に接する場合 国土交通省近畿地方整備局関係工事事務所

工 指定決裁

関係機関への協議事務が完了後、県民局等において指定する旨の決裁を行うものと する。指定する旨の決裁には少なくとも以下の資料を添付するものとする。

- (a) 位置図、平面図及び写真
- (b) 本庁事前協議に係る回答書(事前協議を行う当分の間に限る。)
- (c) 告示案(様式 1-3 参照)
- (d) 文書課長あて (河川整備課経由) の指定報告及び告示依頼案 (オ参照)
- (e) 関係機関あての指定通知案 (カ参照)

才 指定報告·告示依頼

指定する旨の決裁が完了後、県民局長等は<u>様式 1-4</u>により、河川整備課を経由して 文書課長あてに指定報告及び告示依頼を行うものとする。

なお、河川整備課が告示依頼を受領してから文書課において県公報の告示が完了するまでに最低20日間必要であるため、十分余裕を持って告示依頼を行うものとする。

カ 告示後の手続

- (a) 指定する旨の告示が完了後、河川整備課から県民局等に対して県公報写しを送付するものとする。
- (b) 県民局長等は、指定する旨の告示が完了後、<u>様式 1-5</u> により以下の関係機関に対して、指定した旨の通知を行うものとする。
 - ① 市町長
 - ② 前記ウで協議を行った関係機関
 - ③ 海上保安署、警察署(必要に応じて通知)

(4) 周知方法

以下のア〜キの方法を併用することにより、放置艇等の所有者等への周知を図るものと する。ただし、ウ〜キの方法については必要に応じて実施するものとする。

なお、放置等を禁止する河川及び物件が指定された後から周知を開始するのではなく、 放置艇等の除却を円滑に行うため、おおむね指定予定日の半年前(なお、急施を要する場合はこの限りではない。)からチラシ<u>(様式 1-6</u>参照)の配布を実施する等により周知を 行うことが望ましい。

ア 県公報への登載(告示文例は様式1-3参照)

イ 周知看板の設置

(a) 設置場所

当該指定河川(区域を限定して指定した場合は当該指定区域)又はその周辺の見やすい場所に周知看板を掲示するものとする。区域を限定して指定した場合は、上流端及び下流端の左右両岸(計4箇所)には必ず周知看板を設置するものとし、指定延長が長い場合は上下流端以外の橋梁部等にも適宜設置する。

(b) 記載事項(様式1-7参照)

看板には、告示事項のほか、河川管理者が別途に通知する期限までに放置艇等を 適正な係留保管場所へ自主的に移動すること、移動しない場合は強制的に撤去する こと及び近隣における適法な係留保管施設の募集情報及び連絡先等を記載する。

- ウ 放置等を禁止した河川に係留している放置艇へのチラシの投げ込み^(※4)
- エ 放置等を禁止した河川に設置されている不法係留施設へのチラシの貼付(※4)
- オ 近隣の係留保管施設(民間マリーナ、ボートパーク等)におけるチラシの掲示
- カ 公共施設(国県関係機関、市町役場等)におけるチラシの掲示
- キ 関係市町の広報誌への登載
 - ※4 船体へのチラシの投げ込みや係留保管施設へのチラシの貼付にあたり、粘着テープを使用するなど、方法によっては船体及び施設を汚損した等の苦情の原因

となるおそれがあることから十分注意する。

(5) 指定後の対応

- ア 放置等を禁止する河川及び物件を指定した後、所有者等による自発的な撤去又は移動が行われない場合は、強制撤去(所有者等が判明している場合は行政代執行とし、不明の場合は簡易代執行とする。)の実施を視野に入れながら、所有者等が自発的に撤去又は適正な係留保管場所へ移動するよう指導を行う。
- イ 県要綱第2条では、プレジャーボートの定義を「スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。ただし、漁船法第2条第1項に規定する漁船等に該当するものは除く」と規定しているが、放置等を禁止する物件として「船舶」を指定した場合には、プレジャーボート以外の船舶や漁船も対象に含まれることとなる。

このため、プレジャーボート以外の船舶や漁船(漁獲物の荷揚げ等に伴う漁船の一時的な係留の場合を除く)については、あらかじめ適正な係留(許可を受ける等、正当な権原に基づく係留)が確保できるようにしておくものとする。

なお、施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号において「農業、林業又は漁業を営むために 通常行われる行為」については規制の適用が除外され、<u>漁獲物の荷揚げ等に伴う漁船</u> の一時的な係留等は禁止行為に含まれないことに注意すること。

(6) 近隣の係留施設への誘導を行う場合

近隣の係留施設の完成に合わせ、放置等を禁止する河川及び物件の指定を行う場合は、<u>様</u>式 1-8 により船舶所有者への周知を行い、併せて船舶所有者等の意向を把握する。

(7) 放置等を禁止する河川及び物件の指定にかかる公示等

※5 参考: 令第16条の4第2項において準用する令第15条第2項

※6 参考:規則第18条の6

(参考) 重点的撤去区域について

(1) 概要

「重点的撤去区域」とは、平成10年2月12日付け建設省河政発第16号建設省河川局長通達(計画的な不法係留船対策の促進について)の記一、2(1)①において、「不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域」とされており、本県においては、県要綱第10条の規定に基づき河川管理者が指定するものとされている。

(2) 既存指定の及ぶ範囲

ア 上流端から下流端の河川区域において、両岸を指定した場合は、公共水面を含むすべての河川区域に及び、一方の河岸のみを指定した場合は、指定した河岸から河川の中 心線までの河川区域にその効果が及ぶ。 イ 上流端又は下流端を橋梁で指定した場合は、当該橋梁の下部まで重点的撤去区域の指 定が及ぶ。

(3) 既存指定の効果

- ア 重点的撤去区域に指定された後、所有者等による自発的な撤去又は移動が行われない場合は、強制撤去(所有者等が判明している場合は行政代執行とし、不明の場合は簡易代執行とする。)の実施を視野に入れながら、所有者等が自発的に撤去又は適正な係留保管場所へ移動するよう指導を行う。
- イ 県要綱第2条では、プレジャーボートの定義を「スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。ただし、漁船法第2条第1項に規定する漁船等に該当するものは除く」と規定しているが、重点的撤去区域の指定の趣旨(主として治水上の支障の除去)及び同趣旨を踏まえて設けられた県要綱第10条の規定内容(河川区域内において放置されている船舶の撤去を特に行う必要のある区域)から、漁船も当然、重点的な撤去の対象となる。

3 所有者等の調査

(1) 現地調査

監督処分の実施に当たり、放置艇等の状況(船舶番号又は船舶検査済票の番号を含む。) の調査を行い、写真撮影を行った上、放置艇等の位置を図面に表示する。

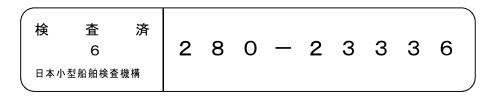
(2) 船舶所有者の調査

船舶の登録及び検査は、日本小型船舶検査機構が実施しており、同機構が保有する個人情報は、地方公共団体に対して開示されているので、船舶番号(又は船舶検査済票の番号)を同機構神戸支部に<u>様式 2-1</u>により照会することにより、船舶所有者の住所及び氏名を把握する。

【参考】

※ 船舶検査済票の番号(従来の制度)

船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づき、日本小型船舶検査機構の検査を受けた船舶には、次のような船舶検査済票が貼付されている。



※ 新制度による船舶番号

小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条の規定に基づき 小型船舶(総トン数20トン未満の船舶のうち、漁船等を除く船舶)の所有者は、国 土交通大臣(実際には日本小型船舶検査機構が実施)の登録を受けなければならない とされており、登録を受けた船舶は、同機構から通知された船舶番号(従来の船舶検 査と新制度の登録の両方に使用される番号)を当該船舶に表示しなければならない (同法施行(平成14年4月1日)の際に現存する船舶については、同法施行後最初 の定期検査等の日までは登録を受けることを要しないとされている)。なお、<u>船舶番号は、従来からの船舶検査済票の番号の後ろに都道府県名(漢字2文字)を表示したものとなっており、日本小型船舶検査機構に対して船舶番号を照会することにより、</u>従来と同様に船舶所有者の住所及び氏名の情報が開示されることになっている。



(3) 所轄警察署への照会

上記による調査、周辺での聞き取り等において所有者等が判明しない放置艇等については、所轄警察署へ照会し、放置艇等が犯罪に関係するものであると確認された場合は、所轄警察署と協議のうえ対応を進める。

4 監督処分

- (1) 監督処分の対象となる行為
 - ア 係留施設の不法設置及び船舶の不法係留
 - (a) 法第24条(土地の占用の許可)、第26条(工作物の新築等の許可)等の規定に基づく許可を受けることなく、桟橋等の施設を不法に設置し、その施設に船舶を長期間係留(概ね1月程度以上の間、反復継続して同一水域を排他的に係留している状態をいうものとする。)している場合
 - (b) 桟橋等の施設を設置せず、船舶を長期間((ア)に同じ)係留している場合

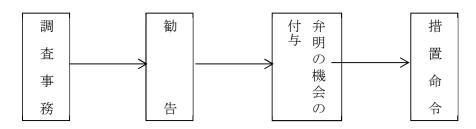
イ 船舶の放置

船舶が放置等を禁止する物件として指定された河川(指定された区間)において、 みだりに放置している場合(禁止行為:施行令第16条の4第1項)

ウ 船舶の廃棄

船舶が放置等を禁止する物件として指定された河川(指定された区間)において、 占有を放棄する意思で船舶を捨てている場合(禁止行為:施行令第16条の4第1項)

(2) 監督処分フロー (詳細は、河川管理事務必携を参照)



法第 75 条の規定に基づく監督処分については、地方機関処務規程別表第1県民局の款 土木事務所の項県民局長委任事項の欄中の 123 で県民局長に権限が委任されている。

ア 勧告(行政指導)

- (a) 放置艇等の所有者を確知できた場合は、行政指導として<u>様式 2-2</u>により勧告を行う。
- (b) 勧告は、繰り返し行うことにより違法性の程度を高める効果があるので、必要に応じて数回行ってもよい。
- (c) 治水上著しい危険があるなどの緊急を要する場合は、河川監理員名で指示票を交付する(河川管理事務必携参照)。
- イ 行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づく弁明の機会の付与 (詳細については「聴聞・弁明手続マニュアル(県民情報室作成)」参照)
 - (a) 行政手続法において、行政庁が後述ウの措置命令(不利益処分)を行う場合は、処分の名あて人となるべき者に対し、予定されている不利益処分の内容等を書面により通知することにより、当該名あて人となるべき者に対して弁明の機会を付与しなければならないとされている。
 - (b) このため、後述ウの措置命令を行うに先だち、措置命令の名あて人となるべき者(この場合は、不法係留船等について所有権等の権限を有する者)に対し、<u>様式 2-3</u>により予定されている不利益処分の内容、根拠法令、不利益処分の原因となる事実弁明書の提出先及び提出期限(特に規定はないが2週間程度の期限※7)を通知する。

※7 聴聞の場合は2週間前までに通知するものとされている

(聴聞手続規則(平成6年規則第59号)第2条)。

- (c) 弁明書の提出期限までに、相手方から何ら応答がない場合は、行政手続法に基づく 弁明の機会の付与の手続は終了する。
- (d) 弁明書が期限内に提出された場合は、弁明書の内容及び証拠書類等を踏まえて除却等の措置を命ずる処分(以下「措置命令」という。)の可否、内容等を再検討する必要がある。予定どおり措置命令を行う場合は、弁明書の内容及び証拠書類等をどのように参酌して処分内容を決定したかについて、処分理由において明らかにする必要がある。

ウ 措置命令(監督処分)

- (a) 弁明の機会の付与の手続が終了し、放置艇等の除却を命ずるべきであると判断された場合は、<u>様式 2-4</u>により放置艇等の所有者に対して措置命令(監督処分)を行うものとする。
- (b) 命令書を郵便による方法で交付する場合は、配達証明付き郵便により相手方に到達したことの証明が得られる方法によるものとする。なお、相手方の受領拒否等により交付出来なかった場合は、次のいずれかの方法により交付するものとする。その場合は必ず複数名で対応するものとし、交付状況を記録した書面※8を作成し、交付の事実について相手方と争いになった場合に備えておくこと。
 - ① 相手方の住所等においてその者に手交し、受領印又は署名を徴するものとする。
 - ② 相手方の住所等において、その者に出会わない場合には、その使用人その他従

業員又は同居の者で、書類の受領について相当わきまえのあるものに書類を交付する。

- ③ 相手方及び②に規定する者がいない場合、又はこれらの者が正当な理由なく書類の受領を拒んだ場合は、送付すべき場所に書類を差し置く。可能であれば差し置き状況を写真撮影する。
 - ※8 交付状況を記録した書面には次の事項を詳細に記載する。
 - 交付日時
 - 交付場所
 - ・書類を交付した相手方(受領した者)氏名
 - ・交付した職員氏名 (対応した職員全員)
 - ・交付時の状況(受領・押印等の拒否状況、差し置きした場所など)
 - ・その他、参考となる事項
- (c) 行政代執行、行政不服審査請求及び行政事件訴訟に発展する可能性もあるので一連 の手続きや書面の記載内容について漏れや誤りのないよう十分留意するものとする。
- (d) 措置命令を行う際は、あらかじめ河川整備課ともよく調整するものとする。
- (e) 措置命令を行った後は、勧告書及び命令書の写しを添えて、その概要を河川整備課 に報告するものとする。

5 所有者を確知できない場合における放置艇等の除却①(廃棄物として処分する方法) 廃棄物として処分する方法は、次のとおりである。

(1) 概要

放置艇等が廃棄物に該当する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第5条第4項の規定に基づき、河川管理者が撤去及び処分を行う。

(2) 廃棄物と認定する場合の基準

一般に「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却できないために不要となったものと定義されているが、放置艇の場合は、概ね<u>船舶としての機能を喪失し、回復不可能と認められるもの(注)</u>を廃棄物として取り扱うものとする。なお、判断に際して必要があるときは、当該船舶の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を求めるものとする。

【注】

「船舶としての機能を喪失し、回復不可能と認められるもの」とは、具体的には、船名が抹消されているもの、船舶検査済票が脱落しているもの、エンジンやアンカー等が破損、腐食又は取り外されているもの、船体が朽廃しているもの等をいう(所有者不明の物件に対する「代執行制度」の運用について(平成7年11月6日付け建設省河川局水政課河川利用調整官事務連絡))。

- (3) 処分方法
 - ア 河川管理者から廃棄物処理業者等に回収を依頼する方法
 - イ 市町に処理を要請する方法 (ただし、市町には FRP 廃船の処理施設がないため、引き 取りを拒否される可能性が高い。)

(3) 所轄警察署への照会

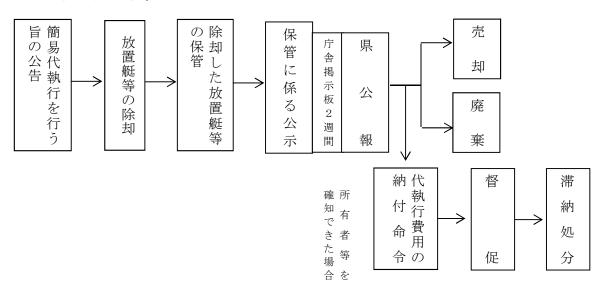
廃棄物としての処分を行うに先立ち、所轄警察署へ照会し、放置艇等が犯罪に関係する ものであると確認された場合は、当該船舶を所轄警察署に引き渡す等の処理につき所轄警 察署と協議の上処理する。

6 所有者を確知できない場合における放置艇の除却②(簡易代執行により処分する方法)

(1) 概要

河川区域内において増加傾向にある放置艇等への対策を迅速に行うため、平成7年の河川法改正により所有者を確知できない放置艇等については、相当の期限を定めて公告した上で、河川管理者自ら又は委任等をして当該不法係留船等を撤去することができるとされたものであり、以下のフローに基づき実施する。

なお、簡易代執行については、地方機関処務規程により、県民局長等に権限が委任されている(5(2)参照)。



(2) 簡易代執行の要件(法第75条第3項)

河川管理者が、法第 75 条第1項の規定に基づき不法係留船等を除却する措置を命じようとする場合において、<u>過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないと</u>き(注)とされている。

【注】

「過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないとき」とは、船舶番号に基づき日本小型船舶検査機構へ照会を行ったにもかかわらず、所有者が判明しない場合及び照会が不可能である場合とされている(河川法の一部を改正する法律の運用について(平成7年10月2日付け建設省河川局水政課長外連名通達)二、1)。

(3) 簡易代執行を行う旨の公告(法第75条第3項)

簡易代執行に着手するに先立ち、以下の要領で公告を行うものとする。

ア 公告事項 (様式 3-1)

(a) 河川管理者等が放置艇等の除却を行うこと

(b) <u>相当の期限(注)</u>を定めて、その期限までに放置艇等の除却を行わない場合は、河 川管理者等が当該放置艇等の除却を行うこと

【注】

相当の期限とは30日とされている(所有者不明の物件に対する「代執行制度」の 運用について(平成7年11月6日付け建設省河川局水政課河川利用調整官事務連 絡))。

イ 公告の方法

広く一般に周知されることが重要であるため、県公報への登載(<u>様式 3-1</u>)及び現場における看板の設置(<u>様式 3-2</u>)に加えて、県庁舎の掲示板への掲示、地方紙の広告欄への掲載や市町公報への登載等を必要に応じて検討するものとする。

また、後日紛争が生じないよう、県庁舎掲示板及び現地看板の状況を写真撮影して保管しておくとともに、放置艇等に係る所有者の調査を行った際の日本小型船舶検査機構からの回答文(所有者不明として回答があったもの)を、船舶所有者からの申し出があった場合に示せるようにしておくものとする。

ウ 簡易代執行の手続中に、相手方を確知することができた場合は、相手方を確知することができた時点から通常の監督処分及び行政代執行の手続を執るものとする。

(4) 簡易代執行の実施

- ア 公告期間満了から1週間程度経過した後に、簡易代執行に着手するものとする。
- イ 簡易代執行は、河川管理者が自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わ せることができる。
- (5) 除却した不法係留船等の保管(法第75条第4項)及び保管に係る公示(同条第5項)
 - ア 簡易代執行により放置艇等を除却したときは、河川管理者が善良な管理者の注意をもって保管する義務を負うとされており、保管場所を確保して適切な方法により保管しなければならない。
 - イ 簡易代執行により除却した放置艇等を保管したときは、当該放置艇等について、所有 権、占有権、質権、賃借権等の権限を有する者(以下「所有者等」という。)に返還 を催告するため、以下の要領により公示しなければならない。
 - (a) 公示すべき事項 (令第39条の2)
 - ① 保管した放置艇等の名称又は種類、形状及び数量
 - ② 当該放置艇等の放置されていた場所及び当該放置艇等を除却した日時
 - ③ 当該放置艇等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - ④ ①から③に掲げるもののほか、当該放置艇等を返還するため必要と認められる 事項
 - (b) 公示の期間及び方法(令第39条の3第1項)
 - ① 保管を始めた日から起算して14日間 県庁舎掲示板(様式3-3)
 - ② ①の期間が満了しても、なお当該放置艇等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないとき 県公報に登載(様式3-4)

ウ 簡易代執行により放置艇等を保管した場合は、保管工作物一覧簿(<u>様式 3-5</u>:河川法施行規則(昭和 40 年建設省令第 7 号)別記様式第 16 の 3 参照)を、県土木事務所担当課に備え付け、関係者に自由に閲覧させなければならない(令第 39 条の 3 第 2 項)

エ 所轄警察署への通知

簡易代執行により河川管理者が除却及び保管を行った放置艇等については、その所有者等が遺失物として警察署に照会することも予想されることから、このような状況に対応するため、当該放置艇等が放置されていた場所を管轄する警察署に対し、前記イの公示事項を通知するものとする。

(6) 売却(法第75条第6項)

ア 売却により処分することができる場合の要件「(a)or(b)]

- (a) (5)により保管した放置艇等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき(通常の管理による保管を継続する場合に、放置艇等の価値が著しく減少するおそれがあるとき)
- (b) (5) イの公示の日から起算して3月を経過してもなお当該放置艇等を返還することができない場合において、当該放置艇等の評価額(必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことができる(令第39条の4)。)に比して当該放置艇等の保管に不相当な費用(その時点までの保管費用又は手数と、当該放置艇等とほぼ同等のものを購入するとした場合の価額を比較して、前者が大きいことが明らかな場合)又は手数(その保管に特別の勤務や人数を要する場合)を要するとき

イ 売却の方法

放置艇等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない場合や競争入札に付することが適当でない場合は、随意契約により売却することができる(令第39条の5)。なお、詳細は次のとおりである。

- (a) 一般競争入札に付すか指名競争入札に付すかは、放置艇等の種類、その評価額、売 却手続に要する費用等を勘案して決定する。
- (b) 随意契約による場合とは、例えば、入札によったのではその間に放置艇等の価値が 著しく減少するおそれがある場合であり、放置艇等に積み込まれた生鮮野菜や生鮮 魚介類等がこれに当たるほか、入札の手続に要する費用に比して予定入札価格が低 額である場合等が考えられる。
- (c) 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない(令第39条の6第3項)。
- (d) 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 5日前までに、当該放置艇等の名称又は種類、形状、数量その他省令で定める事項 を当該河川管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなけれ ばならない(令第39条の6第1項)。
- (e) 指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、 それらの者に当該放置艇等の名称又は種類、形状、数量その他省令で定める事項を あらかじめ通知しなければならない(令第39条の6第2項)。

ウ その他

- (a) 保管工作物一覧簿にも売却済であることを記載し、後日照会のあった場合のために 備えておく。
- (b) 売却代金は、当分の間、善管注意義務をもって保管する((10)参照)。
- (7) 廃棄(法第75条第7項)
 - ア 廃棄により処分することができる場合の要件 [(a) and (b)]
 - (a) 前記(6)により売却を行ったが買受人がない場合
 - (b) 当該放置艇等の評価の価額が著しく低い場合 (売却をしても売却に要する費用が売却予定価格を上回ることが明らかである場合)

イ 廃棄の方法

前項、『5 所有者を確知できない場合における放置艇等の除却① (廃棄物として 処分する方法) 』参照

ウその他

保管工作物一覧簿にも廃棄済であることを記載し、後日照会のあった場合のために 備えておく。

- (8) 保管した放置艇等の帰属(法第75条第10項)
 - ア (5) イの公示の日から起算して 6 月を経過してもなお、保管した放置艇等を返還できない場合は、当該放置艇等の所有権は県に帰属する。
 - イ 保管した放置艇等の所有権が県に帰属した後は、その所有権に基づいて廃棄等を行う。
- (9) 放置艇等の返還
 - ア 所有者等から返還の申し出があった場合は、以下の方法 [(a) and (b)] により所有者等 であることの確認に万全を期する。
 - (a) 放置艇等の所有権等の権限を有する者であることの確認方法

小型船舶登録事項通知書、船舶検査証書、譲渡証明書等の書類(これらの書類を 紛失した場合は、放置艇等の種類、形状その他の特徴を申し立てさせ、実物と符合 することを確かめる。)

- (b) 放置艇等の所有権等の権限を有する者本人であることの確認方法 自動車運転免許証等
- イ 受領書<u>(様式 3-6)</u>と引き替えに放置艇等を返還するとともに、除却、保管、売却、公 示等に要した費用は、所有者等の負担となり、後日連絡するところに従って納付が必 要となる旨知らせておく。
- ウ 保管工作物一覧簿にも、返還済であることを記載し、後日照会のあった場合のために 備えておく。
- (10) その他(簡易代執行に要した費用等)
 - ア (6)の売却代金は、売却に要した費用に充てることができる(法第75条第8項)。
 - イ 次の措置に要した費用は、所有者等の負担とする(法第75条第9項)。<u>様式3-7</u>により、費用負担命令を行う。
 - (a) (3)の簡易代執行を行う旨の公告

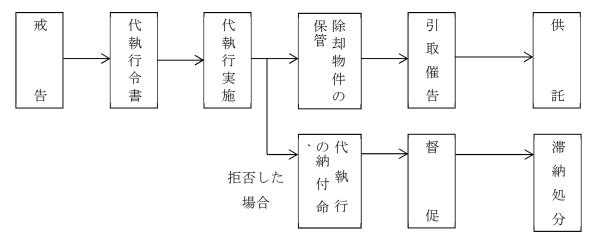
- (b) (4)の簡易代執行の実施
- (c) (5)の除却した放置艇等の保管及び保管に係る公示
- (d) (6)の売却
- ウ (6)の売却代金 (アで売却費用に充当したときは、その残余の代金) は、(5)イの公示の日から起算して6月を経過してもなお返還できないときは、県に帰属する(法第75条第10項)。なお、この場合は、雑入として収入する。
- エ 簡易代執行後に所有者等が判明した場合において、イに関する負担金は、納入通知書により徴収する(法第71条)。納入の通知は、原則として、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納付場所及び納入の請求事由を記載した納入通知書でこれをする(地方自治法施行令第154条第3項)。

また、当該負担金を納期限までに納付しない場合は、河川管理者は、期限を指定してその納付を督促しなければならない。督促しても、納付がない場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をすることができる。また、督促をした場合は、延滞金を徴収することができる(法第74条)。

7 行政代執行による放置艇等の除却

(1) 概要

行政代執行は、①相当の履行期限を定めその期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨をあらかじめ文書で通知し(戒告)、②指定期限までに履行しないときは、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知し、③行政庁は自ら義務者のなすべき行為をなし、④右の執行に要した一切の費用を義務者に負担させる、という流れで実施される。



(2) 戒告(行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項)

行政代執行を実施するに当たり、履行期限までに義務の履行がなされないときは代執行をなすべき旨を、戒告書(<u>様式 4-1</u>)により配達証明付き郵便で通知する。

※ 通知方法については4(2)ウ 措置命令(監督処分)を参照

(3) 代執行令書(行政代執行法第3条第2項)

義務者が、戒告を受けて指定の期限までに義務を履行しない場合は、下記事項を、代執

行令書(様式4-2)により配達証明付き郵便で通知する。

- ※ 通知方法については4(2)ウ 措置命令(監督処分)を参照
- ア 代執行をなすべき時期
- イ 代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- ウ 代執行に要する費用の概算による見積額

(4) 代執行実施の準備

- ア 執行責任者の選任 (様式 4-3 及び様式 4-4)
- イ 動産の搬出依頼通知

義務者が、船舶内に動産を保管している可能性があるため、少なくとも当該動産については、代執行実施日の前日までに搬出するよう、代執行令書と同時に<u>様式 4-5</u>により通知する。

ウ 関係機関等への通知

(a) 市町長への協力依頼

市町職員を代執行の立会人として依頼するとともに、除却物件の受領を拒んだ場合又は除却物件を受け取る者がいない場合は、立会人である市町職員の署名及び押印を求める必要があるため、様式4-6により関係市町長に立会人の派遣を依頼する。

(b) 警察署への協力依頼

代執行に伴う警備のため、<u>様式 4-7</u>により所轄警察署に対して警察官の派遣等の協力を依頼する。

(c) 公益事業者への協力依頼

代執行の実施に伴い、電線・水道管等を除却する必要がある場合は、<u>様式 4-8</u>により電力会社、水道局等の公益事業者に対して協力を依頼する。

(d) 隣接土地所有者の同意

代執行の実施に伴い、隣接する民有地等に立ち入る必要がある場合は、当該土地 所有者の同意を得ておく。

工 代執行準備

(a) 請負契約の締結

代執行に係る作業の一部を業者に請け負わせる場合は、請負業者と請負契約を締結する。この場合、代執行費用を義務者から徴収できるのは、代執行令書に記載した金額の範囲内であるので、工事請負見積書はできる限り正確を期するものとする。また、請負契約を締結しても、義務者が自ら除却する場合もあるなど、工事の一部を中止する可能性もあるので、その旨契約書に記載しておく。

(b) 保管場所の確保

代執行終了後、除却した放置艇等を長期間保管する必要があるため、保管場所を 確保する必要があるが、保管場所は一般の立ち入りができない場所を選定するもの とし、保管期間内は警備会社等に警備を委託する。

オ 代執行終了後は、再び不法係留が発生しないよう、看板等を設置するとともに可能であれば物理的に放置を排除する方法を検討する

(5) 代執行の実施

代執行実施組織の編成は、事案によって必ずしも一様ではないが、概ね以下のとおりと する。

ア 総括・渉外班 (現地)

- (a) 現地における代執行着手及び完了の宣言
- (b) 義務者に対する代執行を実施する旨の通告及び動産の事前搬出の勧告
- (c) 各班からの作業状況等の情報収集
- (d) 立会者(市町職員及び警察官)に対する対応
- (e) マスコミに対する対応
- (f) 義務者が現地に除却物件を引取りにきた場合の引き渡し

イ 作業・記録班(現地)

- (a) 放置艇等の除却作業を行う請負業者の指揮監督
- (b) 除却物件明細書(様式 4-9)の作成、除却日時の記録、写真撮影
- (c) 防災工事に使用する資材の量の確認
- ウ 輸送班 (現地→保管場所)
 - (a) 輸送車両へ積載された放置艇等と除却物件明細書の照合・確認
 - (b) 除却した放置艇等を保管場所まで輸送を行う請負業者の指揮監督
- 工 保管場所班 (保管場所)
 - (a) 保管場所周辺の警備、盗難防止
 - (b) 保管場所における請負業者の指揮監督
 - (c) 保管場所へ搬入した放置艇等と除却物件明細書との照合・確認
 - (d) 物件目録への署名・押印
 - (e) 義務者が保管場所に除却した放置艇等を引取りにきた場合の引き渡し

才 警備班 (現地周辺)

- (a) 現地周辺の警備及び群衆整理
- (b) 周辺道路の通行規制 (所轄警察署と協力)
- カ 待機班(県民局)
 - (a) 事務所で連絡要員として待機
 - (b) 食糧の差入れ
- キ 夜間警備班

作業が2日以上にわたる場合、現地の保存を行うため、現地及び保管場所において 警察及び警備会社等の協力を得て、夜間警備を行う。

(6) 代執行完了通知

代執行完了後、様式 4-10 により義務者に対して保管物件を引き取るよう催告を行う。

- (7) 保管物件の処分
 - ア 代執行の実施の結果、除却物件の保管の問題が生ずる。除却物件は、代執行の終了後に義務者に対してそれらを引き取るよう通知しなければならない。その結果、義務者が自らこれを占有管理できる状態においた場合は、行政庁はその保管責任を免れるが、

義務者が物件の引取りを拒むなどして、やむなく行政庁が保管する場合は行政庁に保 管責任が生ずる。

- イ 催告によっても物件を引取りに来ない場合は、行政庁は、目的物が供託に適するときは、民法(明治29年法律第87号)第494条の規定に基づいて当該物件を供託し、目的物が供託に適せず又はその物について滅失若しくは毀損のおそれがあるときは、民法第497条、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第83条、第81条の規定に基づいて、裁判所の許可を得てこれを競売し、その代価を供託することができるとされている。
- ウ なお、義務者から保管物件の所有権を放棄する旨文書で申し出があった場合又は保管 物件が廃棄物であると認められる場合は、イの手続を行わずに廃棄物として処分する ことも可能であるが、後日紛争が生じないよう、専門的知識を有する者の意見書を徴 するなど慎重に取り扱う。

(8) 代執行費用の徴収

ア 概要

代執行に要した一切の費用は、行政代執行法第2条の規定に基づき、行政庁が義務者から徴収する。なお、義務者から徴収すべき費用は、代執行の手数料ではなく、実際に代執行に要した費用のみであり、義務違反の確認に要した調査費や代執行終了後の保管費用はこれに含まれない。なお、代執行費用については、国税滞納処分の例による強制徴収が認められており、義務者が代執行費用を納付しない場合は、国税滞納処分の例により強制徴収を行う。

なお、代執行費用については延滞金付加に係る根拠が無いことから、延滞金は発生しない。

※ 税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例(昭和39年条例第24号)第2条において、対象となる徴収金は「分担金、使用料、手数料及び過料」とされており、代執行費用は対象外であることから、延滞金を賦課することはできない。

イ 代執行費用の徴収フロー

